建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則
目次	目次
第一章～第三章　（略）	第一章～第三章　（略）
第四章　登録建築物エネルギー消費性能判定機関等	第四章　登録建築物エネルギー消費性能判定機関等
第一節　登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第三十四条―第六十四条）	第一節　登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第三十四条―第六十四条）
第二節　登録建築物エネルギー消費性能評価機関（第六十五条―第八十条）	第二節　登録建築物エネルギー消費性能評価機関（第六十五条―第八十条）
第四章の二　建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置（第八十条の二―第八十条の七）	
第五章　（略）	第五章　（略）
附則	附則
（建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式）	（建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式）
第一条　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第十二条第一項（法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第一による計画書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書（当該建築物エネルギー消費性能確保計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書）その他所管行政庁が必要と認める図書を添えたもの（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。）とする。	**第一条**　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項（法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第一による計画書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書（当該建築物エネルギー消費性能確保計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書）その他所管行政庁が必要と認める図書を添えたもの（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。）とする。
（表　略）	（表　略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分の規模が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号。次条において「令」という。）第五条第一項に定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が同条第二項に定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。）を提出する場合には、第一項に規定する書類のほか、別記様式第一による計画書の正本の写し及びその添付図書の写しを提出しなければならない。	4　法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分の規模が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号。次条において「令」という。）第五条第一項に定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が同条第二項に定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。）を提出する場合には、第一項に規定する書類のほか、別記様式第一による計画書の正本の写し及びその添付図書の写しを提出しなければならない。
第四章の二　建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置	（新設）
（再生可能エネルギー利用設備）	
第八十条の二　法第六十七条の二第一項の国土交通省令で定める設備は、次に掲げるものとする。	（新設）
一　次に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその付属設備	
イ　太陽光	
ロ　風力	
ハ　水力	
ニ　地熱	